

# 相続に強い専門家に聞いた！ 民法大改正で相続はこう変わる

取材・文／武田央代

2018年7月、相続に関する民法（相続法）改正が成立しました。約40年ぶりの大改正です。その内容と施行時期、相続への影響や注意ポイントを専門家にうかがいました。



お話をうかがったのは  
**曾根 恵子先生**  
夢相続代表取締役、  
相続コーディネート実務士

## 民法改正 6つのポイント

- **【配偶者保護の強化】**
  - 1 「配偶者居住権」がつくられ、配偶者の相続が有利になる。
  - 2 結婚期間20年以上の配偶者に遺贈・生前贈与された自宅は、遺産から除外できる。
- **【遺産分割ルールの見直し】**
  - 3 遺産分割前の預貯金の払い戻しが可能になる。
  - 4 遺留分（→143ページ）に足りない分は、金銭で請求できるようになる。
- **【自筆証書遺言の見直し】**
  - 5 自筆証書遺言のルールが変更されて使いやすくなる。
- **【その他】**
  - 6 相続人以外の人の「特別の貢献」（介護など）で、金銭を請求する権利がつけられる（特別寄与料制度）。

社会全体の高齢化に伴い、相続時の配偶者の年齢も相対的に高齢化しています。今回の改正の最大の目的は、残された高齢の配偶者が住居や生活費に困ることのないよう、配偶者を優遇し保護することです。

大きな改正ポイントには、上表の6つがあります。順を追って解説します。

①「配偶者居住権」は、今回新たにつけられた、被相続人の死後、残された配偶者が終身または一定期間、被相続人が所有していた現在の家に住み続けられる権利を保障するしくみです。

図1 配偶者居住権の例

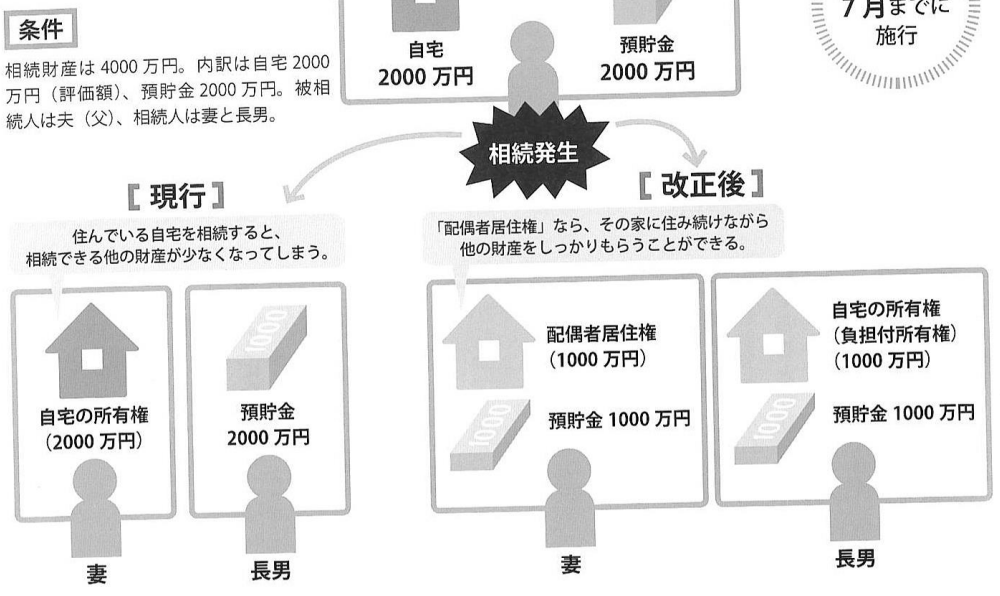


図2 預貯金債権の仮払い制度の例



これまでは配偶者が家を相続すれば、その分預貯金などの他に受け取る財産が減るため、十分な生活資金を確保できない場合がありました。自宅の評価額によっては、他の相続人に金銭を支払うケースもありました。

配偶者居住権を使えば、所有権（負担付所有権）は子などに譲ることができるため、本来の所有権相続にくらべ、評価額は半分程度になると想定されます。その分、他の財産を相続できるわけです。

また、相続開始時に配偶者が被相続人の所有していた家に住んでいた場合、最低6か月間無償で住み続けられる「配偶者短期居住権」もつけられました。

-----  
**結婚20年以上なら  
自宅贈与に特別措置**

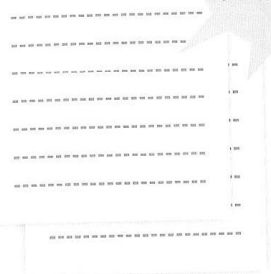
②これまでは、生前贈与で被相続人の所有する家を譲られた場合、相続発生後には遺産の先渡（相続財産の一部）とみなさ

### 図3 自筆証書遺言の改正ポイント

#### 【現行】

遺言書

全文を自分自身の手書きで作成する。



作成後は自ら保管する

相続時には家庭裁判所の検認(遺言書の内容を確認する手続き)が必要になる。

#### 【改正後】

遺言書

基本は手書きだが…

財産目録

財産目録はパソコンで作成できるようになる。通帳のコピーなども可。各ページに署名押印すること。

法務局で保管してもらえる。

法務局で保管の場合、検認が不要になる。

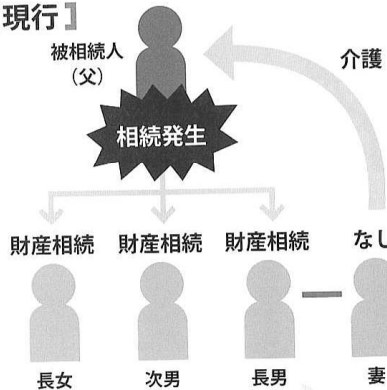
\*財産目録のパソコン作成のみ。その他は2020年7月までに施行。

2019年  
1月13日  
から\*

### 図4 介護などの特別寄与料制度の例

条件 長男の妻が被相続人(父)の介護に貢献した場合。

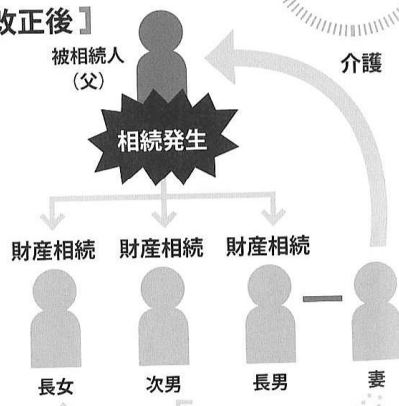
#### 【現行】



もし長男が亡くなっていれば、夫婦としても相続財産がない。\*

\*子がいれば代襲相続が可能。

#### 【改正後】



金銭を請求できる

2019年  
7月までに  
施行

れました。  
しかし、結婚20年以上の配偶者が贈与された場合には、遺言、生前贈与にかかわらず、相続財産とは別扱いにできるようにする必要があります。配偶者居住権と同様、その分他の財産を相続できるようにする必要があります。  
所有権であるため、配偶者居住権よりメリットは大きいでしょう。  
これらの改正により、家族の状況に応じた相続の選択肢が増えることとなります。

#### 遺産分割ルールも変わる

③現行では、相続が発生すると被相続人の預貯金は分割協議終了まで凍結されます(原則)。遺族の状況によっては、生活費や葬儀費用の支払いにも困るケースが多いことから、一定の預貯金に限り、仮払いが受けられる制度が新設されました。  
④遺言により、相続人が本来認められる最低限の遺産取得分(遺留分)を侵害された場合は、その分を請求できます。

このとき、分割の難しい不動産などが対象でも請求しやすいよう、この権利を金銭で請求できるようにになります。  
⑤自筆証書遺言は、公証役場で作成する公正証書遺言などにくらべ、手軽で費用もかからない方式です(↓154ページ)。  
ただ、全文を自らの手で書く必要があり、高齢者には大きな負担でした。その緩和策として、財産目録についてはパソコンなどで作成したり、通帳のコピーや不動産登記事項証明書等を添付することが認められます(2019年1月13日から)。  
さらに、自筆証書遺言を全国の法務局で保管する制度が今後導入されます。遺言の形式不備などを事前にチェックしてもら

#### 自筆証書遺言はつくりやすくなる

え、相続人は遺言の有無を確認しやすくなります。  
⑥被相続人の子の妻や兄弟姉妹の子などは相続人に含まれません(↓142ページ)。相続人以外の親族が被相続人の介護や看護に貢献しても、相続財産はもらえませんでした。  
今回の改正で、こうした貢献をした相続人以外の人に、相続人に対して金銭を請求できる権利がつけられました(特別寄与料制度)。  
改正に伴う  
注意点を確認

配偶者居住権は、被相続人が亡くなることにより住むところに困る可能性がある配偶者にとって重要な権利です。しかし、所有権が他の相続人に移るため、家を処分して高齢者住宅等に住み替える資金にすることはでき

\*代襲相続の場合を除く。

ません。  
土地建物の評価の方法も複雑になります。専門家に算出してもらう必要があることなども留意しておきましょう。  
介護などにおける特別寄与料制度は、大きな一歩といえますが、請求の具体的な方策はまだ決まっていません。分割協議が複雑になって、新たな紛争の種になる恐れもあります。被相続人が生きていられるうちに遺言を残してもらおうことが最善策でしょう。  
それぞれの施行日は、財産目録のパソコン作成以外、公布日(2018年7月13日)から1、2年以内とされ、詳細は未定です。相続の争点になりがちなものも多く、改正されたからといって、問題がすべて解決するわけではありません。  
まずは改正の概略を理解したうえで、何より家族で早めに遺産分割について話し合いの機会を持つことが大切です。